

第22期第6回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月7日（月） 14時00分から
- 2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール
- 3 議事事項
議案第1号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）
・ほっけ固定式刺し網漁業（日本海海域及びオホーツク海海域）に係る新規許可
議案第2号 制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）
・えびかご漁業（日本海海域）に係る新規許可
議案第3号 海面共同及び区画漁業権漁場計画（草案）について
- 4 報告事項 （1）漁業権切替方針・運用について
（2）定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
（3）令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- 5 その他
- 6 出席者
委員：今 委員、石田委員、蝦名委員、加藤委員、奈良委員、今村委員、高松委員、鈴木委員、祐川委員、前山委員、千葉委員、相内委員、太田委員
留萌振興局：水産課長 神崎哲郎、漁業管理係長 小寺和也、技師 吉中悠士郎
留萌海区漁業調整委員会：事務局長 三上征己
- 7 議事録署名委員：祐川委員、前山委員
- 8 会議の顛末

三上局長： これより第22期第6回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、何かと、ご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。6月13日に委員会が開催されました以降、委員会の開催は本日までなかったのですが、久しぶりの開催でございます。委員各位の元気なお姿を拝見することが出来まして心から嬉しく思っております。本日は振興局から、神崎水産課長をはじめ、職員の方にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。さて、管内の状況でございますが、秋さけについては、管内全域で豊漁となっており、10月末の速報では数量が約3,100トン、水揚げ金額が約24億円となっております。これは数量については、過去2番目、水揚げ金額にいたっては、従来の記録を大幅に更新する、史上最高の結果となりました。また、ホタテについては稚貝の生産が順調で、成貝の輸出も伸びていると聞いており、管内に明るい話題が増えてきております。一方、外に目を向けますと、ウクライナでの紛争が長期化していることもあり、世界的にエネルギーや穀物価格が上昇しており、日本においても、円安と重なったこともあり、日常品が多数値上がりする状況で、社会生活全般にまで影響が及んでおります。このような不安定な社会情勢において、水産業は、国民へ安定的に水産物を供給する役割をになっており、あらためてその重要性が、高まっていると感じているところであります。さて、当委員会では、本日から、漁業権切替の審議が始まります。今回の切替は漁業法改正後初となるものであり、地域の水産業が、持続していくための、重要な手続きであります。また、この度の切替は、5年ごとの定置・区画漁業権と10年ごとの共同漁業権の切替が重なることから、委員の皆様のご協力をいただきながら、適切かつ円滑に進めていきたいと考えております。本日は、切替の議案も含め、議案が3件と、報告事項3件を予定しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

三上局長： ありがとうございます。本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣、小寺漁業管理係長です。

小寺係長： 小寺です。よろしくお願いいたします。

三上局長： それから後ろの方の席になりますが、漁業管理係の吉中技師です。

吉中技師： 吉中です、よろしくお願いいたします。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしくお願ひします。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員15名のうち、13名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、祐川委員と前山委員にお願いいたします。それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号及び第2号を上程します。議案第1号及び第2号の制限措置の内容及び申請すべき期間等については関連する内容ですので、一括で説明させていただきます。事務局から説明願ひします。

三上局長： 議案第1号、第2号については関連しますので、併せてご説明いたします。まず資料1の1ページをご覧願ひします。知事許可漁業は、漁業法により、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定めまして、この制限措置とともに申請期間などを公示した上で許可をすることとなっております。この制限措置、申請期間などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされております。議案第1号にありますほっけ固定式刺し網漁業日本海海域及びオホーツク海海域について知事から当委員会への諮問文は、資料1の1ページでございますが、令和4年9月20日付け漁管第1449号通知のとおりでございます。こちらは総トン数10トン以上の漁船によるほっけ固定式刺し網漁業で、管内居住者の操業はありませんが、操業海域に管内沖合海域も含まれておりますことから諮問があったものでございます。諮問内容の制限措置の内容及び申請すべき期間についてなどですが、公示する内容の案として、次の2ページに添付しております。2ページの内容説明でございますが、二段に分かれて表示されておまして、上段はオホーツク管内に住所を有する者、下段は後志管内に住所を有する者の内容です。次に制限措置についてであります。資料左の欄から、(1)漁業種類は、ほっけ固定式刺し網漁業です。(2)操業区域は、日本海海域・オホーツク海海域1区と日本海海域・オホーツク海海域2区となっております。(3)漁業時期から(6)漁業を営む者の資格は、それぞれ資料に記載のとおりとなっております。次に許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和4年11月28日から令和4年12月27日までの1カ月間となっております。備考欄には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可にあたっての条件を記載しております。なお、ただいまご説明した制限措置や許可にあたっての条件がありますが、現在の許可の要件からの変更はありません。以上が資料1の説明となります。続きまして議案第2号のえびかご漁業日本海海域の説明を行います。資料につきましては、資料2の1ページ目をご覧願ひします。知事からの諮問文はこちら令和4年10月7日付け漁管第1558号のとおりとなっております。諮問内容の制限措置の内容及び申請すべき期間についてですが、公示する内容の案が次ぎの2ページとなっております。こちら5段に分かれて表示されておまして、上の二段は後志、下の三段に記載されているのが、留萌の内容となっております。資料左の欄から(1)漁業種類はえびかご漁業です。(2)操業区域は裏面の

3ページに詳細を記載しておりますけれども、1の留萌宗谷沿岸区域から7の日本海北部海区の3区までの7海域に分かれておりました、資料の表面の操業区域には、その中からそれぞれの操業できる海域名が表示されております。

(3) 漁業時期から(6) 漁業を営むものの資格は、それぞれ資料に記載のとおりとなっております。次に許可または起業の認可を申請すべき期間は、令和4年12月19日から令和5年1月18日の1ヶ月間となっております。備考欄には許可等の有効期間、申請書の提出先、許可にあたっての条件を記載しております。なお、ただいまご説明した制限措置や許可にあたっての条件については、現在の許可要件からの変更はありません。また、現行の日本海海域におけるえびかご漁業の許可等にあたっての制限措置等の取扱いについては、この資料2の2ページ以降になりますが、現在の扱いについて、参考資料として添付しておりますので、後程お目通し願います。以上で議案第1号及び2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： ただいま説明の、議案第1号及び第2号について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長： ご意見がないようですので、議案第1号及び第2号の制限措置の内容及び申請すべき期間につきましては、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員： (異議なしの声)

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に議案第3号を上程します。また、報告事項(1)も関連する内容ですので、議事進行の関係上、一括で説明させていただきます。それでは、報告事項(1)の漁業権切替方針運用について及び議案第3号の海面共同及び区画漁業権漁場計画(草案)についてを事務局から説明願います。

三上局長： まず議案第3号を進める前に、漁業権切替の概要、今後の流れなどについての説明と、報告事項(1) 漁業権切替方針運用についてを説明致します。漁業権の切替は、共同漁業権は10年ごと、区画及び定置漁業権は5年ごとに行われます。次の切替は、第8次の共同漁業権と第15次の区画及び定置漁業権が重なるタイミングで行われます。報告事項(1)の資料は資料4となります。こちらの資料4の26ページをご覧ください。こちらは、漁場計画策定要領で、道水産林務部が今回の漁業権切替のために策定した要領となっております。この要領の27ページにあります第4の漁場計画案の作成をご覧ください。1の策定の手順の(2)に漁場計画は、草案、素案、振興局最終案、原案、案の5段階に分けて検討し樹立するものとする。とあります。本日はその第1段階の草案となります。そして(3)では草案、素案、振興局最終案は、総合振興局長又は振興局長が、委員会との意見交換など緊密な連絡のもと検討を加え作成し、水産林務部長に提出するものとする。とあります。本日の議案である漁場計画草案は、こちらに規定されているとおり、地元の要望、現在設定の漁業権の行使状況等を切替方針と照合して振興局で作成し、当海区委員会への協議を経て道に提出するものであります。また、同じページに第3の方に漁業権切替小委員会の設置とあります。こちらの1に漁場計画の策定にあたっては、漁場の利用に関する関係漁業者等の意見等を十分に反映させるため、委員会に委員若干名で構成する漁業権切替小委員会の設置について考慮するものとする。となっております。この小委員会とは、切替を円滑に進めるために海区委員会の委員若干名で構成し、第2項に記載されている(1)から(6)に関する事務を処理するものです。例えば検討を要する問題が発生した場合に、本委員会の委員全員を招集するような負担を軽減できるなどのメリットがあります。しかしながら、留萌管内においては、これまでの過去の切替にあたっては、小委員会を特に設置しておりません。また、小委員会を設置しないことにより本委員会を多く開催したようなことも特にありませんでした。後ほど説明いたしますが、

今回の切替の漁場計画についても、現段階では現行からの大きな変更は見込まれないことから、今回の切替作業につきましても、これまで同様、小委員会を設置しない形で切替を進めたいと考えているところでございますのでご了承いただきたいと思っております。なお、万が一、今後検討事項等が発生し、小委員会を設置する必要が生じた場合は改めて協議させていただきます。次に切替の流れとスケジュールをご説明します。資料4の33ページをご覧ください。33ページに参考として漁場計画策定のフローを掲載しております。漁業権切替の流れもこちらの資料に記載のとおり進んでいくこととなります。まずは、左の上の振興局（草案作成等）から始まって、下に向かって進んで行き、漁場計画振興局最終案から、右の上に移って、右の上の本庁（原案作成）から、下に進んで最後は、本庁で免許の決定を行い、ホームページで公示するといった流れで進みます。この資料の中では委員会開催につきまして、5カ所大文字にして表示しております。本日の委員会は、資料左上の振興局から協議のあった漁場計画草案に対する委員会となります。今後、順調に進んだとして、次に振興局から協議のあった漁場計画素案に対する委員会、その後、漁場計画振興局最終案に対する委員会を開催、それを元に知事は漁場計画道案を策定し、委員会に諮問を行い、それを受けて委員会は公聴会を開催し答申します。その後適格性審査の委員会を開催して、答申を経て、次期の漁業権の免許が決定されます。次にスケジュールについて、ご説明します。ページを1枚めくって頂きまして、34ページをご覧ください。こちらは、水産林務部から示されている漁業権切替のスケジュールから、海区委員会関係部分を抽出したものであります。今回は海面共同・区画漁業権と定置漁業権の一斉切替となりまして、手順は同じですが、スケジュールとしては定置漁業権の方が少し遅れるタイミングで手続きが進みます。本日の委員会は、この資料でいうところの、海面共同、海面区画の令和4年11月上旬のところにあります海区協議を経て漁場計画草案提出にあたります。なお、次の委員会ですが、この資料の定置の令和4年12月中旬にあります海区協議を経て漁場計画草案提出と書かれておりまして、日程につきましては皆様の方に日程調整をさせていただきましたけれども、12月12日の月曜日、ちょうど5週間後に開催を予定しております。切替に関連しております海区委員会の開催は、概ねこの資料でお示ししている時期に開催することを見込んでおりますが、手続きの進捗状況などにより、日程が若干前後する可能性もありますので、ご了承願います。こちらの資料にありますとおり、本日をスタートとして、ほぼ毎月委員会を開催することとなっております。皆様大変ご多忙のことと存じておりますが、重要な手続きでありますので、引き続きどうぞよろしくお願いたします。次に資料4の1ページ目をご覧ください。こちらは北海道水産林務部から当海区に通知のありました漁業権切替方針及び運用でございます。こちらは、本年7月に道内各地で開催し、留萌では7月21日に開催されました切替方針の素案の説明会を経て、8月に正式決定し、通知されたものであります。素案時点からの変更点については、資料4の2ページと3ページに記載しております。変更内容については、こちらの備考にありますとおり文言整理であります。全体としては、7月の説明会で説明のあった内容から大きく変わっておりませんので、本日は詳細についての説明を省略致します。後ほどお目通し頂きますようお願い致します。以上が報告事項（1）の説明となります。続きまして、議案第3号海面共同及び区画漁業権漁場計画（草案）についてをご説明します。資料3をご覧ください。議案第3号は、来年度の海面共同、区画漁業権の切替に向け、留萌振興局から当委員会へ協議のあった各漁業権 漁場計画の草案について、本日その内容確認を行うものであります。なお、内容確認後、振興局から水産林務部長へ草案を提出する予定となっております。資料3の1ページから次期の海面共同漁業権漁場計画の草案を掲載しております。1ページと2ページの2枚が第1種共同漁業権、3ページが第2種共同漁業権となります。4ページには共同漁業権の漁場図を添付しております。まず1ページ目についてであります。現在の免許されている漁業権についてを、現行として、切替後の内容を計画として記載しております。この内容について、現時点で現在の漁業権から変更となっている箇所を中心に説明致します。まず、増毛漁業協同組合の留海共第1号の、てんぐさ漁業とえむし漁業については廃止として、次の漁場計画には盛り込まないこととなっております。北るもい漁業協同組合の苫前町について、留海共第4号のてんぐさ漁業、のり

漁業、留海共第15号のえぞばかがい漁業、ほっきがい漁業については廃止として、次の漁場計画には盛り込まないこととなっております。1ページの変更箇所は以上となります。資料の2ページについては変更箇所はありません。続きまして資料の3ページをご覧ください。共同漁業権第2種の漁場計画草案でございます。変更点であります、資料の漁業の名称のにしん刺し網漁業の漁業時期に朱書きで記載されている箇所でございます。内容としましては、天塩町の漁業権番号としては、留海共第24号のにしん刺し網漁業の漁業時期について、現在は、苫前町から遠別町までと同じ、2月1日から6月30日までとされているところを、2月1日から6月30日まで及び10月1日から12月31日までと期間を変更するものであります。そして、ひらめ刺し網漁業の漁業時期にも朱書き箇所がございます。こちらの内容としましては、増毛町の漁業権番号としては、留海共第10号及び留海共第30号ひらめ刺し網漁業の漁業時期について、現在は、他地区と同じ、5月1日から12月31日までとされているところを、5月1日から翌年1月31日までと期間を変更するものであります。次に北るもい漁業協同組合の苫前町の留海共第16号について、かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業については廃止として、次の漁場計画には盛り込まないこととなっております。続きまして資料の4ページをご覧ください。こちらは海面共同漁業権漁場図でございますが、現行から特に変更はありませんので、こちらは第7次の時と同じ図面となっております。次に海面区画漁業権漁場計画(草案)について説明致します。資料は5ページをご覧ください。海面区画漁業権の一覧を記載しております。管内の区画漁業権は、現在13箇所ありまして、全てほたてがい養殖業となっております。これら区画漁業権ですが、次の切替においてもすべての区画で現在の区域の継続とされているところでございます。区画の廃止や新たな区画の設定、区域の変更や新規の漁業種の追加等はありません。ですので、資料下段に現行との変更要望の一覧と記載してありますが、変更要望はありません。資料6ページには管内の区画漁業権の漁場図を添付しております。こちらについても、区画は移動や面積の拡大・縮小の要望はありませんので、前回と同じ図面を添付しております。以上が資料の説明となります。なお、ただいま説明した内容でございますが、今後道庁のヒアリングや関係機関との協議が予定されており、草案から次の素案に進んだ段階で、内容が変更となることもあります。その際には、委員会にて変更箇所や経緯等の内容説明を行うことと致します。以上で報告事項(1)及び議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長： ただいま説明の、報告事項(1)及び議案第3号について、ご意見、ご質問はありませんか。

高松委員： 第1種共同漁業権のうに漁業についてですが、浜からの意見聴取はしているのでしょうか。

小寺係長： 振興局から、切替に向けての作業依頼は、各漁協に依頼し、組合から要望があったものを今回草案として作成しており、地元要望を踏まえたものと考えております。

蝦名委員： 今、小寺係長から話された件については、漁協で作成する書類様式の作成期限も迫っていたので、漁業権毎の漁業者要望の詳細まで検討するものと漁協職員は捉えていないと思う。ある程度は反映していると思うが、基本的には漁業種類、行使規則の数、この辺に変更があるのかないのか。また、高松委員から話があった浜の意見については地区では話はされていないと思われる。この資料を提出する際には、各地区の漁業権管理委員会などの意見聴取というのは必要になってくるので、とりあえず草案では当該内容で提出して、時期をみて協議することになることと私は認識していた。また、現在、北るもい漁協内では天塩地区からニシンの刺し網の操業時期の延長の話はきているところであり、関係先との協議が必要となる旨、振興局から伝えられている。内容によっては、例えば北海道漁業調整規則を変更させるような内容なのか、行使規則の範疇での変更なのかそれによっても話が変わってくると思う。

高松委員： うにの採捕期間は、管内一律の期間だったはずだが、焼尻・天売だけ変更することは時間を要すると前回の切替で言われた。うにの身が熟すのが一ヶ月以上ずれ込んでしまっている状況であり、浜からは何年も前から採捕期間の変更について意見がある。

蝦名専務： 高松委員が話していた北海道漁業調整規則のうにの採捕期間を変更したいという意見は以前からあったもの。色々な調査等が必要になると言われてきた。行使規則の採捕期間よりは、北海道漁業調整規則の採捕期間を変更できないかということ話を話していたところ。

小寺係長： 当方としては、そのような要望は聴いていない。調整規則の禁止期間に関わるものでしょうか。調整規則を変えるということでしたら、色々な調査等が必要となり、切替とは別の作業になってくるかと思えます。

高松委員： 前は切替の段階で作業するように伝えられていた。詳細な内容は浜といつするのか。

小寺係長： 現在の草案はこの内容であります。要望内容の詳細を確認した上で早急に対応したいと思います。本来的には行使規則の内容について、別途行使規則の改正がありまして、そちらの方はまだ事務が進んでおりませんので、それも含めて調整規則にも引かかるのか、行使規則の改正で済むのかその辺は話を詰めていけたらと思います。

議長： ただいま事務局から説明がございました報告事項（１）及び議案第３号について、委員の皆様から何か意見等はございませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： ご意見がなければ、議案第３号の海面共同及び区画漁業権漁場計画（草案）については、異議がないものと認め、振興局から道水産林務部へ提出することとして宜しいですか。

委員： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように決定します。次に報告事項として事務局から２件報告がありますので説明願います。

三上局長： それでは、報告事項（２）の定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告についてを説明致します。資料は、資料５で表裏１枚物の資料となります。令和４年８月２２日付け漁管第１２８２号により知事より本委員会へ報告されております。報告文を読み上げます。貴海区の定置漁業権者から漁業法第９０条第１項の規定により次のとおり資源管理の状況等の報告を受けたことから、同法同条第２項の規定により報告します。報告の対象件数１６件、報告の内容は別紙のとおりとなっております。資料裏面の別紙に移りまして、こちらでは各定置漁業権毎に報告の内容を記載しております。報告の内容は、漁業法施行規則に定められたものから、知事が必要と判断した内容について、意見を付して報告されております。漁業権の種類は、定置漁業権、免許番号はこちらに記載のとおりでございます。報告の対象となる期間は、令和３年８月１日～同年１１月３０日。資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業権者から報告を受けた内容などから、確認した結果を記載しております。報告対象件数１６件の定置漁業権はいずれも、適切に資源管理に取り組みされていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。こちらは毎年漁業権者から報告を受けた内容を道において有効に活用されているか否かを確認して、指導の必要がある場合には海区の委員会の意見を聴くこととなっております。今回はいずれも有効に活用されている内容となっております。以上で報告事項（２）の説明を終わります。続きまして報告事項（３）令和４管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてを説明致します。資料は、資料６となります。内容と致しましては、

くろまぐろの令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更であります。これは、大臣管理区分であります、まき網漁業との融通により、10月12日付けで数量が変更となったものであります。具体的には、小型魚が改正前53.4トから改正後78.4トへの増加、大型魚が改正前369.5トから改正後344.5トへの減少となっております。なお、くろまぐろTACの漁獲可能量の変更については、操業へ影響が及ばないように手続きを迅速に行う必要があることから、あらかじめ配分手法を定めており、海区委員会への報告については、事後報告できるとされているところでございます。以上で報告事項の説明を終わります。

議長 長： ただいま、報告事項の説明がありましたが、これについて、質問等はありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長 長： 最後に、その他として、委員の皆様から何かありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長 長： 特に無いようですので、これを持ちまして、本日の委員会を終わりますが、冒頭で申し上げましたとおり6月からずっと会議がございましたが、先ほど事務局から説明がございましたように、本日、そして12月12日の次回の委員会を含めまして、来年も切替に係る委員会がございまして、毎月委員会があるということをご承知おき願います。皆さんの色々な意見を拝聴したいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げまして、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

三上局長： 今会長ありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

《閉 会》

14時55分